～医療費を払ったら・・・　ちょっぴり節税できるかも～
会員のみなさん！　実際に計算してみませんか！？

「医療費」は、自己又は自己と生計を一にする＊　配偶者その他の親族に対してその年中に支払ったものに限られます

↓

＊「生計を一にする」とは、別居でも親や子供などの親族に常に生活費等の送金を行っている場合には生計を一にしていると認められます。

医療費控除の対象となる「医療費」㊟は次に掲げるとおりです

① 医師又は歯科医師による診療又は治療
② 治療又は療養に必要な医薬品の購入
③ 病院、診療所、指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は助産所へ収容されるための人的役務の提供
④ あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術
⑤ 助産師による分べんの介助
⑥ これら治療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院・入所の対価として支払う部屋代・食事代等の費用、医療用器具等の購入・賃借・使用のための費用で、通常必要なもの
⑦ 治療等を受けるための義手、義足、松葉づえ、車いす、義歯等の購入のための費用
⑧ 身体障害者福祉法等の規定により都道府県又は市町村に納付する費用のうち、医師等による診療等の費用に相当するもの及び上記⑥，⑦の費用に相当するもの

↓

㊟病状等の状況に応じ一般的に支出される水準を著しく超えない部分の金額です

領収証等により「その年に支払った医療費の金額」を計算しましょう

↓

⑨医療費の合計額をここに記入してください　⇒（　　円）

「保険金などで補てんされる金額」はありますか

※補てんとは、高額医療費・分娩費等の給付金や損保・生保契約に基づく傷害費用・入院給付金等をいう。

↓

⑩補てん金額の合計額をここに記入してください　⇒（　　円）

「控除対象医療費の金額」の計算をしましょう

↓

⑪上記⑨－⑩　⇒（　　円）

ここで、医療費控除額**（但し、200万円が限度です。）**の計算をします。
「控除対象医療費の金額」－「総所得金額等の合計金額×5％（最高10万円）」

↓

⑫医療費控除額の計算　⇒（　　円）

ご不明な点やご相談等がありましたら事務局までお問い合わせください。